

4 月 NEWS

【1】 税制情報

今回は、新型コロナウイルス感染症の対応として地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の期限延長及び国税の取扱いについてご紹介いたします。

① 地方法人二税について

新型コロナウイルス感染症の影響で期限内申告が難しい法人は、国税通則法の「個別指定」等で申告期限を延長することができます。

国税通則法に基づき法人税等の申告期限を延長している場合、地方法人二税については法人事業税と法人住民税とで下表のように取扱いが異なります。

	延長前の申告期限	延長の申請	延滞金
法人事業税	事業年度終了日から 2ヶ月以内	必要	課されない
法人住民税	法人税の確定申告期限 と同日	不要	課されない

法人事業税は、事業を行う法人が、原則、事業年度終了日から2ヶ月以内に申告するものですが、地方法人税では「災害その他やむを得ない理由」で期限内に申告できないと認められるときは自治体の条例の定めにより申告期限を延長することができます。条例の定めがある自治体の多くは（a）都道府県知事などの告示等、（b）納税者からの申請のいずれかによって延長が可能となります。

法人住民税は、原則、法人税の確定申告期限と同じ日までに申告するものですが、法人税の申告期限が延長されれば、法人住民税も同様に延長されることから、別途申請することは不要です。但し、ある一定の書類の提出を要請している自治体もあるため注意が必要になります。

なお、申告期限の延長に係る延滞税はいずれも課されません。

② 国税の申告について

新型コロナウイルス感染症はこれまでの災害時のように資産等への損害や帳簿書類等の滅失といった直接的な被害は生じないものの、外出自粛の要請等で、その期限までに申告が出来ない場合は個別の申請により期限延長（個別延長）が認められる事となります。

③ 国税の納付について

新型コロナウイルスの影響により、国税を一時に納付することが出来ない場合、税務署に申請し法令の要件を満たすことで、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。

また、新型コロナウイルスに罹患された場合等、個別の事情がある場合は、納税の猶予が認められる場合もございます。

【2】 4月の主な税務

4月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

申告期限等	内容
4月10日	3月分源泉徴収税・住民税の特別徴収税額の納付
4月30日	2月決算法人の確定申告
	2月、5月、8月、11月の決算法人・個人事業者の3月毎の期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告
	8月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

③ スタッフの一言

新型コロナウイルスが国際規模で流行したことにより、心が穏やかではない日々が続いております。

メディアの報道等で一層不安を感じているかと思いますが、手洗い・うがい・十分な睡眠・バランスのよい食事をとることを心がけることが、予防に一番効果的ではないかと思っております。

どうぞ皆さまもご自愛くださいませ。

担当：町田